

## 取 扱 基 準

|                          |                                                                                                 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                      | 交通安全協会補助金                                                                                       |
| 補助区分                     | 運営費補助□ 事業費補助■                                                                                   |
| 補助金の概要                   | 交通安全協会は、運転者・交通関係者・車両保有事業者などを会員とし、主に運転する側の立場から運転者講習会・研修会の開催など、交通安全諸活動を積極的に実施している。その事業費の一部を補助する。  |
| 目 標                      | 数値化■ 非数値化□                                                                                      |
|                          | 交通事故死者数を年11人以下、交通事故重症者数を年180人以下にする。                                                             |
|                          | <目標が数値でない場合の評価方法>                                                                               |
| 補助事業者                    | ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。<br>事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。<br>その際は直接担当課にお問い合わせください。 |
| 補助対象経費の内容                | ・ 各種講習会での講師謝礼、会場借上料、テキスト作成<br>・ 交通安全啓発品 等<br>・ 交通安全運動街頭指導等謝礼                                    |
| 補助額<br>及びその算定方法<br>又は補助率 | 定額補助（均等割＋免許保有者割）<br>補助金上限 675,000 円（全申請団体合計額）<br><br><補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>   |
| 開始時期                     | 令和8年4月1日                                                                                        |
| 評価の時期                    | 令和10年9月30日                                                                                      |
| 終 期                      | 令和11年3月31日                                                                                      |
|                          | （終期が3年を超える場合の理由）                                                                                |
| 補助事業者による<br>情報の公表        | 〔内容〕 交通安全意識普及活動事業が新潟市の補助金を受けて実施されていることを公表する。<br>〔媒体〕 総会資料・パンフレット等                               |
| 担当部署                     | 新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室<br>電 話 025-226-1113<br>e-mail shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp           |